

令和元年度第8回南部町農業委員会総会会議録

| | | | | | | |
|-----------------------|---|--------|-----|-----|-------|-----|
| 招集年月日 | 令和元年 11月 12日 (火) | | | | | |
| 招集場所 | 南部町役場天萬庁舎 2階 会議室 | | | | | |
| 開会時間 | 13時30分 | | | | | |
| 閉会時間 | 14時00分 | | | | | |
| 農業委員 出欠 | 番号 | 氏名 | 出・欠 | 番号 | 氏名 | 出・欠 |
| | 1番 | 市川 春樹 | 出席 | 5番 | 野口 孝志 | 出席 |
| | 2番 | 糸田 雅樹 | 出席 | 6番 | 竹内 友夏 | 出席 |
| | 3番 | 井上 雅夫 | 出席 | 7番 | 恩田 一秀 | 出席 |
| 農地利用最適 化推進委員 出欠 | 4番 | 庄倉 三保子 | 出席 | | | |
| | 8番 | 野口 龍馬 | 出席 | 14番 | 頼田 洋子 | 出席 |
| | 9番 | 遠藤 宏明 | 出席 | 15番 | 井上 武 | 出席 |
| | 10番 | 恩田 真季 | 出席 | 16番 | 田邊 元史 | 出席 |
| | 11番 | 林原 敏夫 | 出席 | 17番 | 作野 英明 | 出席 |
| | 12番 | 池田 和雄 | 出席 | 18番 | 遠藤 健一 | 出席 |
| 議事録署名委員 | 8番 | 野口 龍馬 | | 9番 | 遠藤 宏明 | |
| | 出席 事務局長 芝田 卓巳 事務局長補佐 亀尾 憲司 事務員 田辺 操枝 産業課課長補佐 本田 秀和 | | | | | |
| 傍聴人 | | | | | | |

付議案件

| | |
|------|--|
| 議案番号 | 提出議案の題目 |
| 第1号 | 農用地利用集積計画案の決定について |
| 第2号 | B判定農地における特別委員会の判定結果について |
| 報告事項 | (1) 農地法第18条第6項の規定による通知について |
| その他 | (1) 特別研修大会の中止について (例年 12月開催) (2) 令和元年度第9回南部町農業委員会総会日程について |

| | | |
|-------------------|-------|--|
| 日程及び提出 議案の題目 | (発言者) | |
| 1. 開会 | 局長 | ただいまより、令和元年度第8回南部町農業委員会総会を開会致します。本日の欠席者はいません。農業委員会等に関する法第27条及び農業委員会会議規則第5条により本会は成立していることを報告致します。それでは会長からのご挨拶をお願いします。 |
| 2. 挨拶 | 会長 | －省略－ |
| | 局長 | 農業委員会会議規則第6条によりまして、日程3以降は会長を議長として進行をお願いします。 |
| 3. 議事録署名委員及び書記の指名 | 議長 | 議事録署名委員は、8番 野口龍馬委員、9番 遠藤宏明委員、書記につきましては田辺操枝書記をお願いします。 |

| | | |
|-------------------------------------|------|--|
| 4. 議事 議案第1号 農用地利用集積計画案の決定について | 議 長 | 『議案第1号 農用地利用集積計画案の決定について』を上程致します。 提案者より説明をお願いします。 |
| | 局 長 | 農用地利用集積計画案の決定について、このことについて、下記のとおり決定を求められたので農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規程により議決を求めます。農業経営基盤強化促進法第18条第2項において定める事項は別添の明細書の通りでございます。 これについては局長補佐が説明いたします。 |
| | 局長補佐 | 【農用地利用集積計画の要請の要点を整理番号ごとに朗読 (議案書4～5頁)】 整理番号 130番～131番 設定を受ける者： 1名 設定をする者 : 2名 設定をする土地： 2筆 計 926㎡ 以上、この計画は農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件を全て満たしています。ご審議をよろしくお願い致します。 |
| | 議 長 | ただ今説明がありました議案第1号につきまして、質疑を受けたいと思います。 ご異議ございませんか。 |
| | 田邊委員 | 11月の時期にこういった計画案が上がるのはなぜですか？ |
| | 局長補佐 | さんと さん、 さんは現在契約中で、終期が12月31日になっているため、契約が終わる前に双方でお話をされて、この時期に承認を受けられて速やかに1月1日から継続したいということです。 |
| | 田邊委員 | 分かりました。付随して質問ですが、例えばこれは計画案ですので、他の地域で2か月、3か月前にこういった計画をした場合今回のような形で物事が進むものでしょうか。 |
| | 局長補佐 | 時期は水稻の時期にも関係しますが、必ずしも4月や年末にはこだわらず、協議をされて計画書を提出して頂けましたら、この場でもって承認と言う流れでございます。特に時期にはこだわりませんが、今回は終期がありましたので、継続される場合はその前に審議が必要です。新規の契約でしたら、耕作開始時期を考慮して計画して頂けたらと思います。 |
| | 議 長 | 何か月前までにというのは決まっていますか？ |
| | 局長補佐 | 再設定の場合は、契約期間が終了する半年から数か月前には案内を送っています。今回の申請は12月に終わる計画ですので、9月には事務局から更新案内を送っています。双方で協議をされて期間終了前には申請頂くようにご案内しています。継続されない場合は今後どうされるかといったご相談をお受けしています。 |
| | 議 長 | ご異議ございませんか。 |
| | 一 同 | なし。 |
| | 議 長 | 無いようですので、『議案第1号 農用地利用集積計画案の決定について』議決決定されました。 |
| 議案第2号 B判定農地に | 議 長 | 『議案第2号B判定農地における特別委員会の判定結果について』を上程致します。提案者からの説明を求めます。 |

| | | |
|-------------------------------------|--------|--|
| おける特別委員会の判定結果について | 局長補佐 | 別添の資料をご覧ください。特別委員会による現地確認資料です。1,2番が、3～11番までが、12～17番が となっておりますが 集落です。 |
| | 議長 | では、野口龍馬委員さん説明をお願いします。 |
| | 野口龍馬委員 | 本日9時より、恩田会長、市川委員、野口孝志委員、野口龍馬委員、頼田委員、田邊委員、井上武、芝田局長、亀尾局長補佐、小森事務員の10名で現地確認に行きました。 資料の12番～ の 集落ですが、航空図面では左下の が です。現在の所有者のご主人が亡くなられたのが10年前だと聞いています。それをきっかけに、だったかどうかは分かりませんが、10年かそれ以上の間放置されて竹林になったようです。日当たりも悪く、水に関しても山の下がり水を利用していますので農地としての状態は悪く、再生は難しいと思います。次に の2筆ですが、航空写真の が さんのご自宅です。1,2番の農地へ行く途中も さんが管理されている農地のように見受けられました。この現状は杉の木が生えている状況で奥まで上がっていくのも困難な状況です。ため池がありますが、2番の筆はため池の上にあります、水の確保も難しいですし、日当たりも悪かったので再生は難しいと思います。その次は の筆ですが、 付近になります。3～5番の筆ですが、現状が原野とあります。木などは生えていませんでしたが、恐らく下が湿地帯のような状態だったので木が生えないのだと思いました。10時前くらいに行きましたが、その時間でも日が当たっておらず、かなり日当たりの悪い状態だと思いました。ここも山の下がり水で難しいところだと思います。次に6～11番の筆ですが、先ほどの筆から徒歩で数分のところですがこの現状は、手前は原野で奥は木が生えていました。ここも日当たりも水はけも悪く、現地には猪のあとも見られましたので復元は困難かなと判断しました。以上です。 |
| | 議長 | 議案第2号につきまして質疑を受けたいと思います。ご異議ございませんか。 |
| | 一同 | 無し。 |
| | 議長 | 異議なしと認め、『議案第2号B判定農地における特別委員会の判定結果について』につきまして議決決定しました。 |
| 5. 報告 (1) 農地法第18条第6項の規定による通知について | 議長 | 報告『(1) 農地法第18条第6項の規定による通知について』を上程いたします。提案者は説明をお願いします。 |
| | 局長補佐 | 【農地法第18条第6項の規定による通知書についての内容を朗読(議案書6頁)】 さんは現在30歳で、 でフルタイム勤務されています。その傍らで家の近くの筆を耕作しようと頑張っておられましたが、なかなか時間の確保が難しく、今回の合意解約になりました。 さんですが、現在90歳ですので当然ご自身での耕作は不可能です。ですので、今後につきましては検討している状況です。以上です。 |
| | 議長 | この件について質疑を受けます。 ご異議ございませんか。 |
| | 作野委員 | 利用権の設定が4月1日で、合意解約が10月26日とありますが、この田は、今年の作付はされたのでしょうか？ |
| | 局長補佐 | 水稻を作付けされて、稲刈りを終わられてから合意解約に至ったとの |

| | | |
|---------------------------------------|------|---|
| | | 事でした。 |
| | 作野委員 | 分かりました。 |
| | 議 長 | 他に異議ございませんか。 |
| | 一 同 | 異議なし。 |
| | 議 長 | 無いようですので農地法第18条第6項の規定による通知についての報告を終わります。 |
| 6. その他 (1) 特別研修大会の中止について(例年 12月開催) | 議 長 | 『その他(1) 特別研修大会の中止について(例年 12月開催)』提案者より説明をお願いします。 |
| | 局長補佐 | 毎年、県内全域の農業委員、推進委員を対象に中部の会場にて特別研修大会が行われていました。今年は農業会議から中止したいとの連絡がありましたので、皆さんにもご承知いただけたらと思います。 |
| | 議 長 | なぜ今年だけ中止になりましたか？ |
| | 局長補佐 | 講師日程が整わなかったと聞いています。 |
| | 庄倉委員 | 講師日程が合えば、今年度中に行われることはあり得ますか？ |
| | 局長補佐 | 中止と言う事ですので、もう開催はされません。 |
| | 議 長 | 私が思うに、この度、農業会議の会長が代わり、智頭町の小林さんという方が新しく会長になりました。任期は来年7月の改選までです。新しい会長さんのご判断だと思います。 |
| | 議 長 | 他に異議ございませんか。 |
| | 一 同 | なし。 |
| | 議 長 | 無いようですので、以上とさせていただきます。 |
| 7. 令和元年度第9回農業委員会総会の日程について | 議 長 | 令和元年度第9回南部町農業委員会総会は、令和元年12月10日(火)に開催します。 |
| 8. 閉 会 | 議 長 | これにて令和元年度第8回南部町農業委員会総会を閉会します。 |